

長崎県立大学就職委員会規程

〔平成20年4月1日〕
規程第55号

改正 平成23年4月1日規程第12号
改正 平成27年3月3日規程第7号
改正 平成28年3月1日規程第11号
改正 平成30年2月6日規程第7号

(設置)

第1条 長崎県立大学学則（平成20年規則第1号。以下「学則」という。）第14条の規定に基づき、長崎県立大学に就職委員会（以下「委員会」という。）を置く。

一部改正[平成27年規程第7号]

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 就職に係る全学的な計画の策定に関する事項
- (2) 就職に係る全学的な広報活動に関する事項
- (3) その他就職に関する事項

一部改正[平成27年規程第7号]

(意見)

第3条 委員会は、前条に規定する所掌事項について、学則第13条第3項に基づき意見を述べるものとする。

2 委員会は、前項に定めるもののほか、学則第13条第4項に基づき意見を述べることができる。

追加 [平成27年規程第4号]

(組織)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長（教育担当）
- (2) 学部長
- (3) 第8条第4項第2号又は第3号に規定する委員の中から選出された者 各1人
- (4) 学生支援部長
- (5) 大学事務局学生支援部就職課長
- (6) シーボルト校事務局学生支援部就職課長

一部改正[平成27年規程第7号、平成30年規程第8号]

(任期)

第5条 前条第3号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

追加[平成27年規程第7号、平成30年規程第8号]

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、担当副学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(学部委員会)

第8条 各学部に、当該学部における次に掲げる事項を審議し、又は実施するために学部委員会を置く。

(1) 就職に係る計画策定に関する事項

(2) 就職に係る広報活動及び就職先の開拓に関する事項

(3) その他就職に関する事項

2 学部委員会は、前項に規定する事項について、学則第13条第3項に基づき意見を述べるものとする。

3 学部委員会は、前項に定めるもののほか、学則第13条第4項に基づき意見を述べることができる。

4 学部委員会は、次に掲げる委員で組織する。

(1) 学部長

(2) 学科長

(3) 当該学部における各学科から選出された者 各1人

(4) 学生支援部学生支援課長

(5) 学生支援部就職課長

5 前項第3号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 学部委員会に学部委員長を置き、学部長をもって充てる。

7 学部委員長は学部委員会の会務を総理する。

8 その他学部委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

追加 [平成23年規程第12号]

一部改正 [平成27年規程第7号、平成30年規程第8号]

(部会)

第9条 委員会及び学部委員会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

一部改正 [平成27年規程第7号]

(委員以外の者の出席)

第10条 議長は、必要と認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

2 学部委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の学部委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。

一部改正 [平成27年規程第7号]

(報告)

第11条 委員長は、必要に応じ、委員会の審議内容等について学長に報告するものとする。

2 学部委員長は、必要に応じ、学部委員会の審議内容等について学長に報告するものとする。

追加 [平成23年規程第12号]

一部改正 [平成27年規程第7号]

(事務)

第12条 委員会の事務は、大学事務局学生支援部就職課において行う。

2 学部委員会の事務は、学生支援部就職課において行う。

一部改正[平成27年規程第7号、平成30年規程第8号]

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、委員会及び学部委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

一部改正[平成27年規程第7号]

附 則

改正 平成28年3月1日規程第11号

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(学部学科再編に伴う経過措置)

2 学則の一部を改正する規則（平成27年3月24日規則第7号）による改正前の学則に規定する経済学部及び国際情報学部にかかる第4条第1項第2号及び第8条の適用については、当該学部が存続するまでの間、なお従前の例による。

附 則（平成23年4月1日規程第12号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月3日規程第4号）

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(任期)

2 平成27年4月1日に任命される委員の任期は、第5条第1項及び第8条第5項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則（平成28年3月1日規程第11号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月6日規程第8号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。